

ユニバーサルデザイン評価・点検のしくみについて

中野区ユニバーサルデザイン推進計画(第2次)では、「利用しやすく配慮された区有施設づくり」を施策の方向の一つとして位置づけ、「今後の区有施設整備・改修における基本的な考え方を整理したガイドラインの検討」及び「有識者等による評価・点検のしくみの構築」に取り組むこととしている。

これらの検討状況について、以下のとおり報告する。

1 (仮称)区有施設のユニバーサルデザイン導入ガイドライン

ユニバーサルデザインの考え方をすべての区有施設に反映するため、区独自の基準やソフト面の工夫等を示す「(仮称)区有施設のユニバーサルデザイン導入ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を策定する。

(1) 策定期間

令和6年度中に策定し、令和7年度から活用する。

(2) 内容及び策定方法

- ・ 「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」(東京都)に定めるユニバーサルデザインチェックリストに、中野区独自の基準(ソフト面及びハード面における工夫含む)を追記する。
- ・ 中野区独自の基準は、区の施設整備に当たってこれまでに障害者団体等から寄せられた意見等を踏まえ策定する。
- ・ 中野区ユニバーサルデザイン推進計画(第2次)策定時に設置した、中野区ユニバーサルデザイン推進審議会委員数名に意見を聞きながら案を策定する。

(3) 対象施設

区が所有する建築物を基本とする。

(4) 活用方法

- ・ 区が整備する新築、改築、増築及び改修工事において、ガイドラインのチェックリストを参考に整備を行う。
- ・ 設計や施工業者への発注の際には、仕様書に本ガイドラインを踏まえる旨を盛り込むこととする。
- ・ 民間の施設整備にも考え方が反映されるよう、周知を図っていく。

2 (仮称)ユニバーサルデザイン評価・アドバイザー会議

最新のユニバーサルデザインを取り入れた区有施設にするとともに、施策の改善・向上(スパイラルアップ)を図るため、有識者で構成する「(仮称)ユニバーサルデザイン評価・アドバイザー会議(以下「評価会議」という。)」を設置する。

(1) 設置時期

令和6年度中に設置(要綱を策定)し、令和7年度から評価会議を開催する。

(2) 内容

- ・ 施設整備の各段階(基本計画、基本設計及び実施設計策定前、並びに竣工(開設)後)におけるユニバーサルデザイン反映状況の評価及び改善の提案を頂く。
- ・ 頂いた意見等については、当該施設整備及びガイドラインへの反映を検討し、その結果を評価会議にて報告する。

(3) 開催回数

案件に応じて随時開催する。

(4) 委員

ユニバーサルデザインに関する専門的な知識を持つ有識者等数名とする。

(5) 対象施設

ガイドラインの対象施設のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設とし、原則として、令和7年度以降に基本計画を策定する施設を基本とする。

(6) 評価会議の流れ

別紙のとおり。

3 今後の予定

令和6年12月 ガイドライン(案)について議会報告

令和7年 1月 ガイドライン(案)について障害者団体等への意見聴取

3月 ガイドラインの策定、評価会議の設置及び議会報告

評価会議の流れ

